

粕屋町男女共同参画推進条例

平成27年12月25日施行

条例の目的（第1条）

- ①男女共同参画社会を実現するため、町や町民等の責務を明らかにし、男女共同参画の基本理念と推進施策について定め、男女共同参画を総合的・計画的に推進すること
- ②性にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する活力あるまちづくりを実現すること

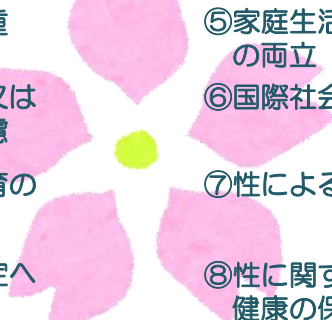
【問合せ先】

粕屋町 協働のまちづくり課

☎ 092-938-0173

基本理念（第3条）

8つの基本的な考え方

- 
- ①全ての人の人権尊重
 - ②社会における制度又は慣行についての配慮
 - ③人権・男女平等教育の推進
 - ④政策立案や意思決定への共同参画
 - ⑤家庭生活とその他の活動の両立
 - ⑥国際社会との協調
 - ⑦性による人権侵害の根絶
 - ⑧性に関する権利の尊重と健康の保持

禁止行為など（第9条・第10条）

全ての人は

- ・性を理由とした差別的行為
 - ・DV・セクハラなど人権を侵害する行為
- を行ってははいけません

情報の表示において

- ・性別による固定的な役割分担意識を助長する表現
- ・性による暴力などの人権侵害を連想させる表現

を行わないように配慮しましょう

責務（第4条～第8条）

それぞれの役割

町民の役割

- ・家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進しましょう

自治組織の役割

- ・男女共同参画の推進のための取組みを積極的に行い、町の推進施策に協力しましょう

男女共同参画社会の実現

事業者の役割

- ・事業活動において男女共同参画を推進しましょう
- ・家庭生活とを両立できるように環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めましょう

教育に携わる者の役割

- ・学校、社会などのあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、推進しましょう

町の役割

- 男女共同参画の推進のため、
- ・施策を総合的に計画・実施します
 - ・必要な財政上の措置を講じます
 - ・国・県等と連携し、町民・事業者等と協力します

基本的な施策（第11条～第19条）

- ①男女共同参画計画を策定・公表
- ②男女共同参画社会の形成推進
- ③男女共同参画の推進に必要な調査研究
- ④人権意識の向上と男女共同参画の意識を啓発する教育の充実
- ⑤家庭生活と他の活動との両立支援
- ⑥自治組織・事業者等に対する男女共同参画に関する情報提供と支援
- ⑦職場での男女共同参画の推進の模範
- ⑧推進体制の整備

苦情等の申出（第20条～第36条）

苦情の申出（町に対して）

町が実施する推進施策や男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に対し、苦情があるとき

救済の申出（町・町民・事業者等に対して）

性による差別的取扱いや男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害を受けたとき

男女共同参画苦情処理委員が、苦情及び救済の問題解決を図ります

男女共同参画審議会（第37条）

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するために、町長の諮問機関として設置する